

2019年8月6日

IFRS 解釈指針委員会 御中

**「IAS 第7号『キャッシュ・フロー計算書』－財務活動から生じた負債の変動」**

**に関するアジェンダ決定案に対するコメント**

1. 当委員会は、「IAS 第7号『キャッシュ・フロー計算書』－財務活動から生じた負債の変動」に関する IFRS 解釈指針委員会（以下「委員会」という。）の2019年6月の IFRIC アップデートにおけるアジェンダ決定案に対するコメントの機会を与えられたことを歓迎する。
2. 我々は、利用者から聞かれている開示の質が十分ではないという懸念に対し、委員会は、IAS 第7号の既存の要求事項それ自体は適切であるが、当該要求事項を適用する企業の実務には問題があると考え、企業の実務を変更する意図をもって、企業がどのように既存の要求事項を適用するのかを説明することを提案していると理解している。
3. しかし、我々は、実務の変更を期待する内容については、アジェンダ決定という形でガイダンスを公表することは適切ではないと考えている。なぜなら、アジェンダ決定が用いられた場合には、アジェンダ決定に強制力があるかどうかが法域により異なり得る可能性があり、必ずしもすべての企業が新しいガイダンスの対象とならない可能性があるためである。
4. 本アジェンダ決定案の内容は、利用者により提起されたものであると理解している。利用者の要望に応えるには、年次改善等により、アジェンダ決定案で提案されている内容（例えば、企業が IAS 第7号第44A項から第44E項を適用するうえで留意すべき事項）を IAS 第7号に反映し、すべての企業が一貫して新しいガイダンスの対象となるよう、IFRS 基準の明確化を図るべきである。
5. 我々のコメントが、委員会及び IASB の将来の議論に貢献することを期待している。ご質問があれば、ご連絡いただきたい。

小賀坂 敦

企業会計基準委員会 委員長